(三)　厚生労働大臣は、(二)に違反した派遣元事業主に対し、指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお(二)に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができることとし、労働者派遣事業の許可の取消し事由として、指示を受けたにもかかわらずなお(二)に違反したときを追加することとした。（第一四条第一項及び第四八条第三項関係）

8　労働者派遣の役務の提供を受ける期間

(一)　派遣先は、当該派遣先の事業所等ごとの業務について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならないこととした。ただし、当該労働者派遣が無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣、厚生労働省令で定める者に係る労働者派遣等であるときは、この限りでないこととした。（第四〇条の二第一項関係）

(二)　(一)の派遣可能期間は、三年とすることとした。（第四〇条の二第二項関係）

(三)　派遣先は、当該派遣先の事業所等ごとの業務について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、当該派遣先の事業所等ごとの業務に係る労働者派遣の役務の提供が開始された日以後当該事業所等ごとの業務について(一)に抵触することとなる最初の日の一月前の日までの間（(四)において「意見聴取期間」という。）に、三年を限り、派遣可能期間を延長することができることとした。当該延長に係る期間が経過した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とすることとした。（第四〇条の二第三項関係）

(四)　派遣先は、派遣可能期間を延長しようとするときは、意見聴取期間に、過半数労働組合等の意見を聴かなければならないこととした。（第四〇条の二第四項関係）

(五)　派遣先は、(四)により意見を聴かれた過半数労働組合等が異議を述べたときは、当該事業所等ごとの業務について、延長前の派遣可能期間が経過することとなる日の前日までに、当該過半数労働組合等に対し、派遣可能期間の延長の理由等について説明しなければならないこととした。（第四〇条の二第五項関係）

(六)　派遣先は、派遣可能期間を延長しようとする場合の過半数労働組合等からの意見の聴取及び過半数労働組合等が異議を述べた場合の当該過半数労働組合等に対する派遣可能期間の延長の理由等の説明を行うに当たっては、労働者派遣法の趣旨にのっとり、誠実にこれらを行うように努めなければならないこととした。（第四〇条の二第六項関係）

(七)　派遣先は、派遣可能期間が延長された場合において、当該派遣先の事業所等における組織単位ごとの業務について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならないこととした。（第四〇条の三関係）

(八)　厚生労働大臣は、派遣先が(一)、(四)、(五)又は(七)に違反しているとき等についても、当該派遣先に対し、必要な措置等をとるべきことを勧告することができることとし、勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第四九条の二関係）

9　特定有期雇用派遣労働者の雇用の推進

派遣先は、当該派遣先の事業所等における組織単位ごとの同一の業務について派遣元事業主から継続して一年以上の期間同一の特定有期雇用派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けた場合において、引き続き当該業務に労働者を従事させるため労働者を雇い入れようとするときは、当該業務に従事した特定有期雇用派遣労働者（継続して就業することを希望する者に限る。）を、遅滞なく、雇い入れるように努めなければならないこととした。（第四〇条の四関係）

10　派遣先に雇用される労働者の募集に係る事項の周知

(一)　派遣先は、当該派遣先の同一の事業所等において派遣元事業主から一年以上の期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、当該事業所等において労働に従事する通常の労働者の募集を行うときは、当該募集する労働者が従事すべき業務の内容等を当該派遣労働者に周知しなければならないこととした。（第四〇条の五第一項関係）

(二)　派遣先は、当該派遣先の同一の事業所等において労働に従事する労働者の募集を行うときは、当該事業所等における同一の組織単位の業務について継続して三年間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者（継続して就業することを希望する者に限る。）に対し、当該募集する労働者が従事すべき業務の内容等を周知しなければならないこととした。（第四〇条の五第二項関係）

11　段階的かつ体系的な教育訓練等

(一)　派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者が段階的かつ体系的に派遣就業に必要な技能及び知識を習得することができるように教育訓練を実施しなければならないこととした。この場合において、当該派遣労働者が無期雇用派遣労働者であるときは、当該無期雇用派遣労働者がその職業生活の全期間を通じてその有する能力を有効に発揮できるように配慮しなければならないこととした。（第三〇条の二第一項関係）

(二)　派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の求めに応じ、当該派遣労働者の職業生活の設計に関し、相談の機会の確保その他の援助を行わなければならないこととした。（第三〇条の二第二項関係）

12　直接雇用の推進

派遣元事業主がその雇用する派遣労働者等の雇用の安定を図るために講ずるよう努めることとされている措置として、派遣労働者以外の労働者としての就業の機会を確保することが含まれることを明記することとした。（第三〇条の四関係）

13　待遇に関する事項等の説明

派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者から求めがあったときは、均衡を考慮した待遇の確保のため配慮すべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項について、当該派遣労働者に説明しなければならないこととした。（第三一条の二第二項関係）

14　派遣先における適正な派遣就業の確保等

(一)　派遣先は、派遣労働者を雇用する派遣元事業主からの求めに応じ、当該派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する労働者が従事する業務の遂行に必要な能力を付与するための教育訓練については、派遣労働者に対しても実施するよう配慮しなければならないこととした。（第四〇条第二項関係）

(二)　派遣先は、当該派遣先に雇用される労働者に対して利用の機会を与える福利厚生施設であって、業務の円滑な遂行に資するものについては、派遣労働者に対しても、利用の機会を与えるように配慮しなければならないこととした。（第四〇条第三項関係）

(三)　派遣先は、派遣元事業主により派遣労働者の賃金が適切に決定されるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先の労働者の賃金水準に関する情報を提供すること等の措置を講ずるように配慮しなければならないこととした。（第四〇条第五項関係）

(四)　(三)のほか、派遣先は、11の措置等が適切に講じられるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、派遣労働者の業務の遂行の状況その他の情報であって当該措置に必要なものを提供する等必要な協力をするように努めなければならないこととした。（第四〇条第六項関係）

15　派遣元責任者

派遣元責任者の要件に、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有する者として厚生労働省令で定める基準に適合するものであることを追加することとし、その職務に、派遣労働者についての教育訓練の実施及び職業生活の設計に関する相談の機会の確保に関することを行うことを追加することとした。（第三六条関係）

16　派遣元管理台帳及び派遣先管理台帳

無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別等の事項を、派遣元管理台帳及び派遣先管理台帳の記載事項に追加するとともに、7の(一)又は(二)により講じた雇用の安定を図るために必要な措置を、派遣元管理台帳の記載事項に追加することとした。（第三七条及び第四二条関係）

17　事業主団体等の責務

事業主団体は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等が図られるよう、構成員に対し、必要な助言、協力その他の援助を行うように努めなければならないこととし、国は、事業主団体に対し、派遣元事業主の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関し必要な助言及び協力を行うように努めることとした。（第四七条の三関係）